

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十八号

#### 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(最低負担額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 知事等（地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ―ニ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(最低負担額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 知事等（地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ―ニ (略)</p> <p>二 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。